

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公表番号】特表2011-520714(P2011-520714A)

【公表日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-509484(P2011-509484)

【国際特許分類】

B 6 5 D 5/32 (2006.01)

B 6 5 D 25/54 (2006.01)

B 6 5 D 77/04 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 5/32 F

B 6 5 D 25/54

B 6 5 D 77/04 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月7日(2012.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも第1位置と第2位置との間で、前壁および後壁を有する第2容器にヒンジ接続された、前壁および後壁を有する第1容器を備えるパッケージであって、前記第1容器および前記第2容器の各々の前記前壁が、前記第1位置では逆方向に、前記第2位置では同じ方向に向けられている、パッケージ。

【請求項2】

前記第1容器および前記第2容器が、ミシン目、エッティング、弱体部、およびそれらの組合せからなる群から選択された特徴を有する接続によってヒンジ接続されている、請求項1に記載のパッケージ。

【請求項3】

前記第1容器および前記第2容器のうち少なくとも1つが少なくとも1つの可視領域を備える、請求項1に記載のパッケージ。

【請求項4】

前記可視領域が透明な材料を有する窓を備える、請求項3に記載のパッケージ。

【請求項5】

前記可視領域が、前記第1容器および前記第2容器のうち少なくとも1つの壁によって画定される穴を備える、請求項3に記載のパッケージ。

【請求項6】

前記第1容器および前記第2容器が複数のパッケージを収容する、請求項1に記載のパッケージ。

【請求項7】

第1可視領域を有する壁を備える第1容器と、

前記第1容器にヒンジ接続された第2容器であり、第2可視領域を備える壁を備える第2容器と

を備えるパッケージ。

【請求項 8】

前記第1容器および前記第2容器が、ミシン目、エッティング、弱体部、およびそれらの組合せからなる群から選択された特徴を有する接続によってヒンジ接続されている、請求項7に記載のパッケージ。

【請求項 9】

前記第1可視領域および前記第2可視領域が、透明な材料を有する窓を備える、請求項7に記載のパッケージ。

【請求項 10】

前記第1可視領域および前記第2可視領域が、前記第1容器および前記第2容器の前記後壁によって画定される穴を備える、請求項7に記載のパッケージ。

【請求項 11】

前記第1容器および前記第2容器が複数のパッケージを収容する、請求項7に記載のパッケージ。

【請求項 12】

相互にヒンジ接続された少なくとも2つの容器を備えるパッケージであって、前記少なくとも2つの容器の各々が、2つの側壁、後壁および前壁を備え、前記側壁の各々が、前記後壁から前記前壁へ下向きに延びる湾曲部を備える、パッケージ。

【請求項 13】

前記湾曲部が、前記後壁の上部から前記前壁の上部まで延びる、請求項12に記載のパッケージ。

【請求項 14】

前記少なくとも2つの容器が、ミシン目、エッティング、弱体部、およびそれらの組合せからなる群から選択された特徴を有する接続によってヒンジ接続されている、請求項12に記載のパッケージ。

【請求項 15】

前記少なくとも2つの容器が少なくとも1つの可視領域を備える、請求項12に記載のパッケージ。

【請求項 16】

前記可視領域が透明な材料を有する窓を備える、請求項15に記載のパッケージ。

【請求項 17】

前記可視領域が、前記少なくとも2つの容器の壁によって画定される穴を備える、請求項15に記載のパッケージ。

【請求項 18】

前記少なくとも2つの容器が複数のパッケージを収容する、請求項12に記載のパッケージ。

【請求項 19】

前記複数のパッケージが、前記少なくとも2つの容器の前記前壁の高さよりも高い高さを有する、請求項18に記載のパッケージ。